

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年7月8日
【会社名】	富士精工株式会社
【英訳名】	FUJI SEIKO LIMITED
【代表者の役職氏名】	取締役社長 森 誠
【本店の所在の場所】	愛知県豊田市吉原町平子26番地
【電話番号】	(0565) 53 - 6611 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当 鈴木 龍城
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊田市吉原町平子26番地
【電話番号】	(0565) 53 - 6611 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当 鈴木 龍城
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額 108,432,000円 (注) 1. 本募集は、平成23年5月19日開催の当社第53回定時 株主総会の決議及び平成23年6月14日開催の当社取 締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を 目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての 目的で発行され、新株予約権につき金銭の払込みを 要しないため、0円とします。 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株 予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場 合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少し たします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年6月14日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が平成23年7月8日に確定したことから、これらに関する事項を訂正するため、ならびに平成23年7月8日付で四半期報告書を提出したことに伴い、当該四半期報告書を組込情報に追加し必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

###### (1) 募集の条件

発行数の欄

欄外注記

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

### 第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_線で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数の欄  
(訂正前)

発行数	657個(注) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割当てる新株予約権の数(以下、「割当新株予約権数」という。)が減少することがあります。
-----	--

(訂正後)

発行数	502個
-----	------

欄外注記

(訂正前)

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	6名	120個
当社監査役	3名	30個
当社幹部社員	90名	482個
当社子会社等の取締役	4名	25個
合計	103名	657個

(訂正後)

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	6名	100個
当社監査役	3名	22個
当社幹部社員	88名	362個
当社子会社等の取締役	4名	18個
合計	101名	502個

## (2) 【新株予約権の内容等】

## 新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	657,000株 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000株とします。 但し、(注) 1 . の定めにより付与株式数の調整を行うことがあります。
-----------------	--

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	502,000株 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000株とします。 但し、(注) 1 . の定めにより付与株式数の調整を行うことがあります。
-----------------	--

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.50 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。 但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、その前の直近終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。 なお、(注) 2 . の定めにより行使価額の調整を行うことがあります。
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は 216 円とします。 なお、(注) 2 . の定めにより行使価額の調整を行うことがあります。
----------------	---

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 139,284,000 円 (注) (注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額です。 但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 108,432,000 円 (注) (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（注）1	発行諸費用の概算額（注）2	差引手取概算額
139,284,000円	1,300,000円	137,984,000円

(注) 1 . 払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額です。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

払込金額の総額（注）1	発行諸費用の概算額（注）2	差引手取概算額
108,432,000円	1,300,000円	107,132,000円

(注) 1 . 払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であります。

&lt; 後略 &gt;

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月20日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第53期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年6月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月20日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第53期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年6月13日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第54期 第1四半期)	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	平成23年7月8日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月9日

富士精工株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木造 眞博 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸田 好彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士精工株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月8日

富士精工株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木造 眞博 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸田 好彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士精工株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。